

景観に配慮した防護柵の整備ガイドラインの策定



道路研究部 道路空間高度化研究室 主任研究官 安藤 和彦

1. ガイドライン策定の背景

防護柵は、道路に沿って連続的に設置され、道路景観を構成する要素の一つとなっていますが、その構造や色彩について、これまで道路景観を形成する観点での配慮はされてきませんでした。しかし、今後「美しい国づくり」を進め日本の魅力を高めていくためには、防護柵についても景観に配慮したものとしていくことが必要です。このため国土交通省道路局および国土技術政策総合研究所では、学識経験者等からなる検討委員会を設置し、道路管理者が景観に配慮した防護柵を設置、更新、修景する際のガイドラインを策定しました。

2. ガイドラインの内容

(1) 防護柵整備のための基本的考え

検討委員会において今後防護柵を整備していく上での基本的な理念となる、五つの項目が示されました。

代替柵も含め防護柵の必要性を十分に検討する

必ずしも防護柵としての機能が求められない場所においては防護柵を設置しない。また、防護柵の設置が求められる場所においても景観に優れた他施設による代替の可能性を検討する。

構造的合理性に基づいた形状とする

防護柵は、車両の逸脱防止や進行方向復元等の目的で設置されており、防護柵の景観的配慮においては、これらの本来の機能を満足させる構造的な合理性を有する形状とする。

周辺景観との融和を図る

周辺景観に融和し、風景の一部として違和感なく存在し得るような形状・色彩の工夫を行う。

近接する他の道路付属物等との景観的調和を図る

道路に存在する照明柱、標識柱や信号

柱等、防護柵以外の施設との景観的調和を図る。

人との親和性に配慮する

歩道と車道間に設置される防護柵は、歩行者等が直接触れることも想定されるので、ボルト等の突起物や部材の継ぎ目等が歩行者等に危害を及ぼさない形状とする。

(2) 防護柵の色彩

防護柵の色彩は、それぞれ地域の景観的特性を踏まえた適切な色彩選定が必要であるとし、これらの色彩の基本的なものとして、我が国の建築物や自然の色になじむ黄赤系の色相のうちダークブラウン、グレーベージュなどの色彩が提案されました。

(3) マスタープランの策定

景観に配慮した防護柵を整備するにあたっての留意事項として、地域の景観の特徴を把握し、地域に合った適切な形状や色彩の防護柵を選定すること、また地域として統一感を持たせることが重要であり、防護柵を設置する前にマスタープランを策定することが、景観整備を行うための基本であるとしています。

3. 今後の予定

今後は、防護柵の基準についても関連する項目等の改定を行っていく予定です。



図 - 1 景観に配慮した防護柵の設置例